日本人とビルマ人の祖先は同族か

その歴史をさかのぼると日本人とビルマ人の祖先はともに中央アジアに発祥したモンゴール族であり同じ民族のかまどに帰一するといわれている、ビルマ人は高殿をこえイラワジ河やサルウイン河の源奇にそって南下しビルマに入り先住のモンクメル族を追って豊饒な米の生活に入ったものである。

日本人と同じように米を食べ床に座り草履をはく生活であり、国民性は短気で一徹で積極的であるし、のら犬やのら猫も生まれにくいが、忘れることも早い、アジアに発祥したモンゴール族であり同じ民族のかまどに帰一するといわれている、ビルマ人は高殿をこえイラワジ河やサルウイン河の源奇にそって南下しビルマに入り先住のモンクメル族を追って豊饒な米の生活に入ったものである。

日本人と同じように米を食べ床に座り草履をはく生活であり、国民性は短気で一徹で積極的であるし、のら犬やのら猫も生まれにくいが、忘れることも早い、

秋の全国火災予防運動は今年も十一月二十六日から一週間全国一斉に展開される予定で本町消防団においても各部内一般家庭及び高中小学校並びに会社、工場、事業場に呼びかけ、次のような実施要綱により火災予防運動に協力を求めることとなった。

実施期間

昭和三十一年十一月二十六日から十二月二日までの一週間。

目的

火災時に冒頭して一般家庭、職場における火災予防思想の高揚を図るとともに火災を初期に制圧し得られるよう、消防力の整備充実を図ることにより火災を未然に防止しおよび災害によって生ずる損害を軽減して国民の福利を増進することを目的とする。

消防団各部の実施要綱

①防火知識の普及徹底
訓練の集会、集会等において一般住民に火災の予防知識を充分普及すること、団員各人が個々中及び平素に次の事項を常に注意せしめること。

イ、その部内の火災発生し易い場所（飲食店、工場、油槽所）等の査察をなし不備のものについては予防上完全な設備改善を勧奨すること。

ロ、工場、会社等を数集合する場所における燃焼物の保管状況を査察し充分なる設備をせしむること。

ハ、一般住宅における煙火、火の扱取扱等不完備なものは充分注意を喚起すること。

③防火水利の整備
その部内防火用水消及び水利を再検討し新増をなし防火上支障のないようにする。

④消防機械器具の点検整備
消防ポンプ及び機械の点検をなし一朝有事に備えるよう充分整備することと、動用ポンプも点検整備すること。

⑤消防団員の訓練
その部において各々計画をたて放水訓練、消火訓練、機関員の養成訓練を実施するとともに併せて救護の訓練も行うこと。

⑥火の用心徹底週間の励行
期間中警察力或は一般民間有志の協力を得て、一般民家に対し火の用心徹底を期するよう勧奨すること。

⑦その他
その部で防火に必要な事項や計画実施を図ること。

②火災予防の査察
管轄区域内の消防対象物について、消防法第四条の規定により、消防職員に立入検査をさせ、火災予防上必要な査察を実施すること。

③火災予防の宣伝
火災予防運動週間を通じ、ポスター、チラシ、立看板、懸垂幕、広報車、映画、紙芝居、ラジオ、新聞、雑誌等あらゆる宣伝方法を講じ、火災予防の徹底を図ること。

④火災予防の指導
イ、防火管理者制度の確立
ロ、消防計画の樹立
ハ、消防訓練の実施
ニ、消防用設備等の維持管理
ホ、火気の使用又は取扱いの指導
ヘ、火災発生の場合の措置
ト、その他火災予防上必要な事項

⑤少年消防隊の編成
少年消防隊を編成し自動消防知識の普及徹底を図ること。

⑥警火心の昂揚
少年に警火心を喚起するため学生、生徒児童に期間中消防火災予防等の自由題、作文、習字等を作成せしめ広く展覧に供する。

⑦表彰
期間終了後五日迄にその実施した行事を消防本部に報告すること。

⑧結果報告
期間終了後五日迄にその実施した行事を消防本部に報告すること。

高、中、小学校の実施要綱

①少年消防隊の編成
少年消防隊を編成し自動消防知識の普及徹底を図ること。

②警火心の昂揚
少年に警火心を喚起するため学生、生徒児童に期間中消防火災予防等の自由題、作文、習字等を作成せしめ広く展覧に供する。

③火災発生の場合の措置
火災発生を想定し全生徒の避難訓練等その方法を考究せしめられたい。

④消火器の整備
各教室、講堂、図書館、研究室等には消火器等備付け或は防火責任者を定めること。

⑤消防器具の点検
消防ポンプのある学校においては必ず期間中に点検整備をなし又校舎その他の整備を考究されるよう努められたい。消防器具の点検整備及び機械器具の点検整備をすること。

⑥火気取締責任者の選任
要所における火気責任者を定めその取締を充分徹底するようお願いします。

⑦少年の警火連呼方について
学童による防火警火に対する部落内連呼は住民の警火心を一層喚起するので期間中毎夕柏手木を鳴し連呼するよう願います。

工場事業場職場の実施要綱

①警火心の昂揚
事業場の従業員に対し警火心を喚起するため期間中防火知識の普及徹底を図るとともに防火の講習等を願いたい。

②警火、ポスターの貼布
工場従業員より警火ポスター等の募集をなし要所に貼布し警火心を喚起すること。

③避難訓練の実施
多数従業員を有する工場会社においては火災発生を想定し避難訓練を挙行すること。

④危険物件置場の整備
石油其他火災発生し易い危険物の置場は常に整理整頓せしめ防火設備を完全にしておくこと。

⑤消火器の設備
各室に消火器を設備し一朝有事に備えること。

⑥消防機械器具の点検整備
自動消防組織を強化し消防ポンプのある自動消防隊では機械器具の点検整備をすること、又機関員の訓練をすること。

⑦火気取締責任者の選任
各責任を分担しその職場の火気に充分注意せしめるよう火気取締責任者を必ず定められたい。

⑧立看板の掲出について
期間中左記のような立看板を工場、会社前に立てて下さい。

今年も11月26日から
═全國火災予防運動═

自11月26日
至12月2日
秋の全国火災予防運動
標語
○○○○
○○○○
○○○○工場
会社

標語

続けて吸うより使って用心
寝るとき出るとき火の用心
良い火の元も一度消したつもり一度
もう一度締りに職場の火の始末
平素に防火思想に防火
その日その日が防火デー

期間中かまど煙突等の予防査察に消防団員が参上するかも知れませんから、よろしくお願いします。

家庭裁判所では どんな仕事をするか

家庭裁判所といっただけで一般人の人はむづかしい裁判でもうけるかのように感じるのですが、この家庭裁判所の仕事はみなさんにはもっともあっては困るのですが、現在個の人がさこさや夫婦間の離縁話しでむづかしい争いが起きたとき、申立によって解決して健全な家庭生活を営むようにする、後見的な役目をはたしてくれるところで従って事件の取扱いも訴訟の形をとらず、当事者相方が裁判所に出むいて お互に話しあいのうえで円満に解決する方法をみいだしてくれるところであります。

この家庭裁判所で取扱う事件には「相続放棄」とか「名の変更」などのような審判事件と「離婚」や「扶養」などの調停事件等があり、この事件を申立てるにもその形式が非常に簡単で申立書を提出すればよいわけです、申立書には申立人及び相手方の住所、氏名、生年月日と申立の趣旨の概要を書いて提出すればよいのでむづかしい様式もありません。

この申立書が書けないときは裁判所へ行けば係の書記が調書を作って申立書にかえることになっています。この申立書は自分で裁判所に持っていってもよいし、また郵送してもよいのです。

申立てるとき多くは「印紙請求」を添え、その他かに手数料

向日町一を競う
農産物の品評会の催し

農協から

昭和三十一年度向日町農産物の品評会を、次の要領で開催することになりましたので積々多数の出品を歓迎致します。

昭和三十一年度向日町農産物品評会開催要領

主催　向日町農業協同組合
向日町農業研究会
後援　向日町
日時　十二月三、四日両日
場所　向陽小学校北側大体操場
出品物搬入　十二月三日午前九時から十二時まで
審査　十二月三日午後一時から三時まで
一般診断　十二月四日午前九時より十二時まで
表彰　十二月四日午後一時より

出品物の種類及数量

穀、雑穀類　二合
甘藷、馬鈴薯、玉蜀、菽類、蔬菜類　五百匁
大根、人参、蕪青、其の他根菜類は五本、但し丸大根、近江蕪菁は三本
結球白菜、甘藍、水菜、壬生菜　三個
体菜　三個
果実類、菌茸　五個
参考品　適宜

出品物は最も主催者に委嘱して頂きます、但し入賞されない出品物には記念品として参加賞を差し上げます。

審査の結果優良なるものに対し賞品を授与致します。

府町民税の出張徴収日お知らせ

昭和三十一年度分府、町民税の納期は十月で、月末に左記の通り各部落事務所に係員が午前九時から午後四時まで出張しますから当日納付していただくようお願い致します。

鶏冠井　十月三十日
上植野
西向日　十月三十一日
物集女
寺戸
森　十一月一日
向日区は納期限までに役場へお納め願います。

役場の仕事の分担

最近本町への転入者が多くなりましたから、役場の仕事の分担をお知らせします。

総務課
選挙、調査、統計、広報、外国人登録、庶務、統計、財務、日本赤十字社その他他課に属しない事務

戸籍税務課
戸籍に関する事務、戸籍の謄抄本住民登録、印鑑証明、税務、徴収、土地建物台帳、固定資産評価、その他戸籍、税務に関する事務

産業経済課
主食配給、酒干関係、農地関係、その他産業経済に関する事務

厚生課
保護観生、災害救護、生活保護、環境衛生、社会福祉事務、その他厚生に関する事務

事業課
上水道事業、公営住宅、建築土木事務、その他事業に関する事務

会計課
会計管理一般

水道需用者の皆さんにお願い

一、量水器ケースの上には物を置かないよう、仕事の都合で置かれてある場合月末には月始めに係員が検針にまいりますから取除いておいて下さい。

二、水量検針に御不審の点があれば早急に御照会せ下さい。

三、家内は勿論、屋外においても漏水があれば至急御連絡下さい

家内装置に於ての漏水は需用者の御負担になりますから特に御注意下さい。

四、最近水道の普及等を紛失される方がありますが係に於ては再製しなければ料金を受取る事が出来ず用水も無駄になりますから大切に保管しておいて下さい

五、洗濯の際水道栓にホースを直結せられタライの中にホースを入れたまま洗濯をされますと伝染病菌其の他の細菌が水道管の中の水に混入するおそれがありますのでホースを洗濯水の中に入れない様御注意下さい。

六、最近水道利用の方が急激に増加した為工事が多忙れる事がありますから御了承下さい、特に増設工事が旺立て多くなり、今後増設希望の方は早いめに御申込下さい。

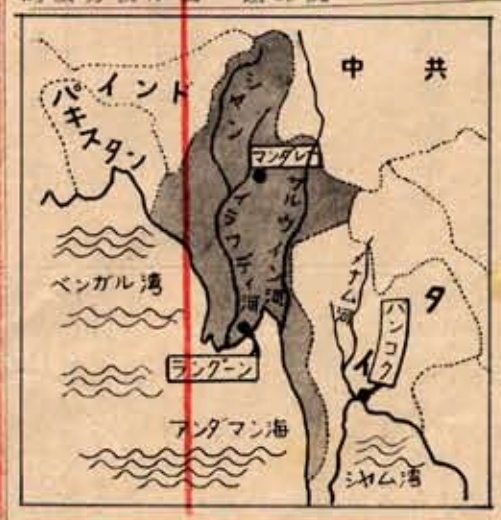

（地図は東南アジア黒はビルマ）

氷道の扁氷、修理は向日町水源地に御連絡下さい　電話向日町三〇九番